

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成 25 年 3 月 19 日

	東京労働局労働基準部
担	監督課長 湯川 渉
	監察監督官 古賀陸之
当	電話 03 (3512) 1612

## 平成 24 年の 1 年間に都内の道路貨物運送業 244 事業場を臨検監督 ～うち、183 事業場 (75.0%) に法令違反あり～

- 道路貨物運送業は自動車運転者を中心に長時間労働が常態化する傾向にあり、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場も少なくないなどの問題を抱えている。このような状況を踏まえ、平成 24 年は前年の 138 事業場を上回る 244 事業場に対し臨検監督を実施した。
- 臨検監督を実施した 244 事業場のうち、183 事業場 (75.0%) で何らかの法令違反が認められ、特に労働時間に関する違反は半数を超える 130 事業場 (53.3%) で認められた。
- この結果を踏まえ、今後も引き続き問題が懸念される事業場や長時間労働が原因で交通労働災害を発生させた事業場等を対象として監督指導を行うこととし、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている (下記 2 の事例 3 参照)。

東京労働局 (局長 伊岐典子) は、管下 18 労働基準監督署 (支署) において、平成 24 年に東京都内の道路貨物運送業を営む 244 事業場に対して実施した監督指導の結果を次のとおり取りまとめた。

道路貨物運送業における主要な問題点は、交通事情や配送先の事情により運行が左右されるため総じて労働時間が長く、脳・心臓疾患 (過労死等) 及び精神障害等 (過労死自殺を含む) に係る労災認定事案も少なくないこと等である。よって、道路貨物運送業に対する監督指導は、長時間労働等による過労運転の防止を主眼として、労働基準法等及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(別表参照: 以下「改善基準告示」という。) の遵守の徹底等を図ることを目的として実施している。

## 1 監督指導実施結果

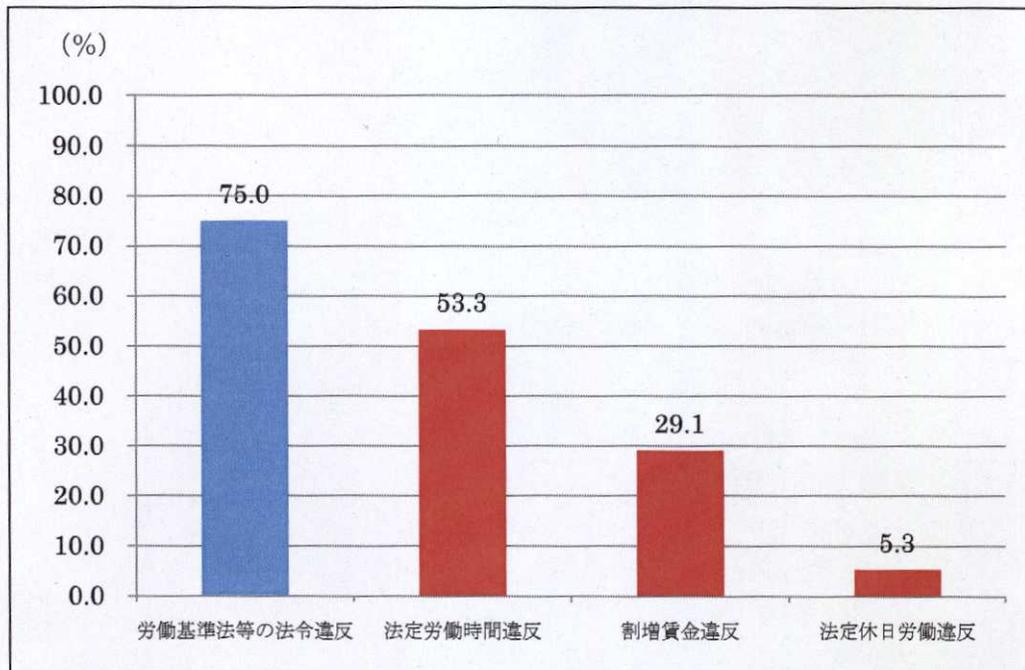
### (1) 183 事業場に労働基準法等の違反

監督指導を実施した 244 事業場のうち、労働基準法等の法令違反が認められた事業場は 183 事業場 (75.0 %) であった。

法定労働時間に係る違反 (注 1)

(労働基準法第 32 条)	130 事業場 (53.3%)
割増賃金に係る違反 (労働基準法第 37 条)	71 事業場 (29.1%)
法定休日に係る違反 (労働基準法第 35 条)	13 事業場 (5.3%)

(注 1) 「法定労働時間に係る違反」とは、法定労働時間 (1 日 8 時間、1 週 40 時間) を超えて労働させる場合に、時間外労働に関する協定届 (以下「36 協定」という。) を所轄の労働基準監督署に届け出ている場合又は 36 協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせた場合が挙げられる。



### (2) 107 事業場で改善基準告示違反

道路貨物運送事業者は労働基準法等の法令のみならず、改善基準告示の遵守も求められている。

監督指導を実施した 244 事業場のうち、改善基準告示違反が認められたのは 107 事業場 (43.9 %) であった。

総拘束時間に係る違反(改善基準告示第4条第1項第1号)

80 事業場(32.8%)

最大拘束時間に係る違反(同法第1項第2号)

74 事業場(30.3%)

休息期間に係る違反(同項第3号)

50 事業場(20.5%)

最大運転時間に係る違反(同項第4号)

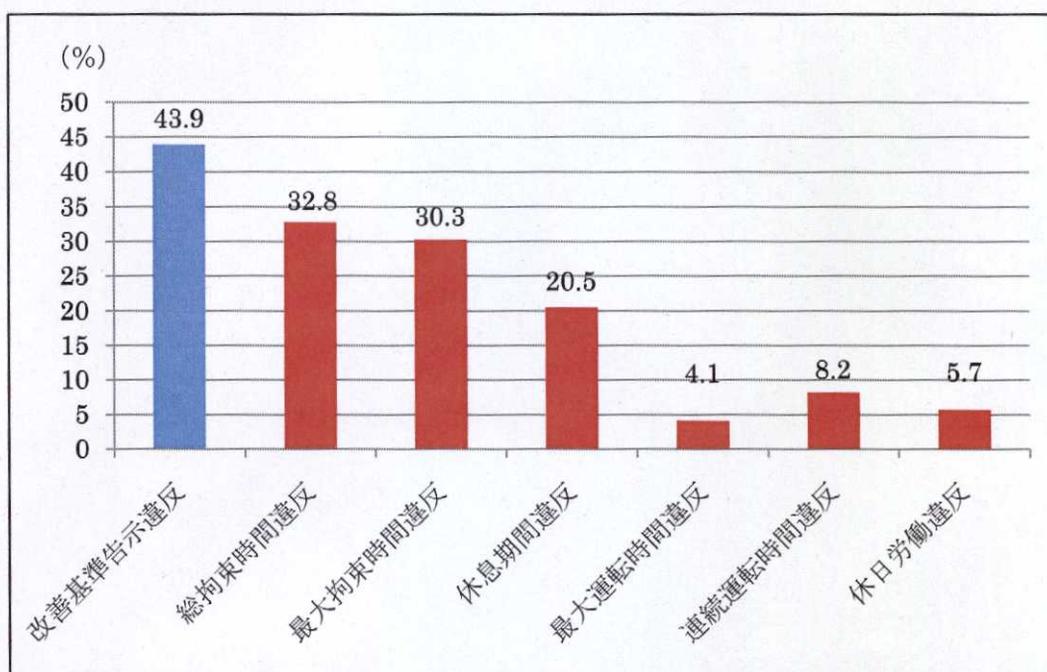
10 事業場(4.1%)

連続運転時間に係る違反(同項第5号)

20 事業場(8.2%)

休日労働に係る違反(同条第5項)

14 事業場(5.7%)



## 2 監督指導の事例

### (1) 事例1 (1ヶ月の総拘束時間が532時間に及んだ引っ越し業者を指導)

引っ越し業者であるA社を臨検したところ、26名のトラック運転者全員が改善基準告示で定める1ヶ月の最大拘束時間(320時間)を超えており、中には1ヶ月の総拘束時間が532時間(1ヶ月の労働時間は501時間)にも及んでいるトラック運転者が認められた。よって、是正勧告書を交付し、労働時間及び拘束時間の削減を指導するとともに、長時間労働者への医師による面接指導(注2)を指導した。

(注2)「長時間労働者への医師による面接指導」とは、労働安全衛生法において、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導を実施することを事業主に義務付けているものである。

(2) 事例2 (事業場外労働に関するみなし労働時間制 (注3) を不適切に運用していた業者を指導)

自動販売機により各種商品を販売するB社を臨検したところ、自動販売機への納品、集金等を行うセールスドライバーについて、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用し、当該業務に対する時間外割増賃金は支払われていなかった。しかし、B社のセールスドライバーは自動販売機への納品、集金金額等を記録するハンディーターミナルを携帯しており、当該端末により周回時間も登録されていることから、労働時間の把握は可能であった。よって、事業場外労働に関するみなし労働時間制は適用できず、法定労働時間を超えた時間については割増賃金を支払うよう是正勧告書を交付した。

(注3)「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事し、使用者の指揮監督が及ばないために、その労働時間の算定が困難な場合に、「特定の時間」を労働したとみなすことができる制度である。

(3) 事例3 (法違反を繰り返した事業主を書類送検)

長時間労働によって労働者に重篤な疾病を引き起こした自動車運送業のC社を臨検したところ、法定労働時間に関する違反及び改善基準告示に関する違反が認められ、是正勧告書を交付した。

約1年半後に再度C社を臨検したところ、繰り返し法定労働時間に関する違反が認められたことから司法処分とすることとし、C社及びC社の運行管理者を書類送検した。

### 3 今後の方針

道路貨物運送業においては、法定労働時間に関する違反及び改善基準告示違反の比率が高いことから、今後も引き続き問題が懸念される事業場や長時間労働が原因と考えられる交通労働災害を発生させた事業場等を対象として監督指導を行うこととしている。

また、重大又は悪質な事案に対しては、上記2の(3)のように司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている。

さらに、道路貨物運送業については、荷役作業を中心として労働災害が多発しており、休業4日以上の死傷災害は全産業の1割を占めるなどの問題を抱えていることから、労働災害防止の取り組みも強化している。

## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容

区 分	内 容	
拘束時間 (*1 参照)	1 か月 293 時間 (毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可。)	
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週 2 回まで)	
休息期間 (*2 参照)	1 日の休息期間は継続 8 時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。)	
運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間ごとの平均で 44 時間以内	
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (1 回につき 10 分以上、かつ、合計 30 分以上とすることも可。)	
特例	(1)分割休息期間	業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数の 2 分の 1 の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上とすること。
	(2)2 人乗務	1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可 (ただし、車内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。
	(3)隔日勤務の特例	業務の必要上やむを得ない場合には、2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。

\* 1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間 (例えば、トラックが現場へ到着し、荷卸しや荷積み始める時刻まで待機している時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。) 及び休憩時間を合計したものです。

\* 2 「休息期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。